

## 「宮崎市消防団応援の店」事業設置要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、消防団員の確保と地域防災力の向上を目的として行う、宮崎市消防団員（以下「団員」という。）と消防団活動を支援する家族等（以下「団員等」という。）に対し、一定のサービス等を提供することにより消防団を応援する「宮崎市消防団応援の店」（以下「応援の店」という。）の設置に関し必要な事項について定めるものとする。

### （登録）

第2条 応援の店に登録しようとする事業所は、宮崎市消防団応援の店登録申請書（様式第1号）により宮崎市消防団長（以下「団長」という。）に申請を行うものとする。

### （表示証の交付）

第3条 団長は、応援の店の登録を行ったときは、宮崎市消防団応援の店表示証（様式第2号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

### （表示証の表示）

第4条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証または応援の店であることを表示することができる。

- (1) 事業所内の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等により行う映像その他の広告

### （身分証の提示）

第5条 団員等は、応援の店から提供されるサービス等を受けようとする場合、宮崎市消防団員カード（様式第3号。以下「団員カード」という。）及び宮崎市消防団員家族カード（様式第4号。以下「家族カード」という。）を提示しなければならない。

### （順守事項）

第6条 団員等は、応援の店から提供されるサービス等を受けようとする場合は次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 団員カードまたは家族カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
- (2) 応援の店が定めるサービス等以外について強要しないこと。

(応援の店の公表)

第7条 団長は、応援の店の名称等を、本市のホームページ等により公表することができる。

(登録の取り消し)

第8条 団長は、応援の店が事業を廃止等したとき、又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、若しくはその他応援の店としての登録が適当でないことを認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに表示証を消防団長へ返還しなければならない。

(登録の変更、取下げ及び抹消)

第9条 第2条により登録を受けた応援の店は、当該登録の内容を変更し、又は当該登録を廃止しようとするときは、宮崎市消防団応援の店登録変更・廃止申請書(様式第5号)により、団長に申請を行うものとする。

2 団長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに、当該登録を変更し、又は抹消するものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。